

肉用子牛生産者補給金制度の運用について

一部改正

平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長
平成2年4月1日付け2畜A第781号農林水産省畜産局長
平成3年10月23日付け3畜A第2397号農林水産省畜産局長
平成5年4月1日付け5畜A第705号農林水産省畜産局長
平成5年11月15日付け5畜A第2209号農林水産省畜産局長
平成7年1月23日付け7畜A第2906号農林水産省畜産局長
平成7年3月17日付け7畜A第587号農林水産省畜産局長
平成8年5月16日付け8畜A第1318号農林水産省畜産局長
平成8年10月1日付け8畜A第1446号農林水産省畜産局長
平成11年5月25日付け11畜A第965号農林水産省畜産局長
平成11年9月14日付け11畜A第2241号農林水産省畜産局長
平成12年2月29日付け12畜A第410号農林水産省畜産局長
平成12年3月30日付け12畜A第704号農林水産省畜産局長
平成12年3月31日付け12畜A第726号農林水産省畜産局長
平成12年4月21日付け12畜A第980号農林水産省畜産局長
平成12年6月9日付け12畜A第1556号農林水産省畜産局長
平成12年9月21日付け12畜A第2666号農林水産省畜産局長
平成12年12月8日付け12畜A第3348号農林水産省畜産局長
平成12年12月18日付け12畜B第1902号農林水産省畜産局長
平成13年10月23日付け13生畜第4059号農林水産省生産局長
平成13年12月13日付け13生畜第4782号農林水産省生産局長
平成14年2月20日付け13生畜第4782号農林水産省生産局長
平成14年4月10日付け14生畜第126号農林水産省生産局長
平成14年12月24日付け14生畜第6021号農林水産省生産局長
平成15年10月1日付け15生畜第2808号農林水産省生産局長
平成15年12月1日付け15生畜第3459号農林水産省生産局長
平成16年4月1日付け15生畜第4840号農林水産省生産局長
平成17年2月22日付け16生畜第3367号農林水産省生産局長
平成18年3月27日付け17生畜第3081号農林水産省生産局長
平成20年11月28日付け20生産第4996号農林水産省生産局長
平成22年5月12日付け22生畜第380号農林水産省生産局長
平成22年6月1日付け22生畜第481号農林水産省生産局長
平成22年9月14日付け22生畜第1211号農林水産省生産局長
平成22年11月17日付け22生畜第1588号農林水産省生産局長
平成23年4月19日付け23生畜第69号農林水産省生産局長
平成23年5月31日付け23生畜第391号農林水産省生産局長
平成24年1月17日付け23生畜第2213号農林水産省生産局長
平成26年3月17日付け25生畜第2153号農林水産省生産局長
平成28年5月19日付け28生畜第211号農林水産省生産局長
平成28年10月31日付け28生畜第889号農林水産省生産局長
平成28年12月27日付け28生畜第1116号農林水産省生産局長
平成30年10月2日付け30生畜第905号農林水産省生産局長
令和元年10月16日付け元生畜第905号農林水産省生産局長
令和元年11月29日付け元生畜第1281号農林水産省生産局長
令和2年2月27日付け元生畜第1717号農林水産省生産局長
令和3年3月4日付け2生畜第1983号農林水産省生産局長
令和5年6月20日付け5畜産第624号農林水産省畜産局長
令和6年1月25日付け5畜産第2270号農林水産省畜産局長
令和6年8月29日付け6畜産第1694号農林水産省畜産局長
令和7年1月21日付け6畜産第2678号一1農林水産省畜産局長
令和7年2月13日付け6畜産第2987号農林水産省畜産局長
令和7年7月11日付け7畜産第1076号農林水産省畜産局長
令和7年8月7日付け7畜産第1140号農林水産省畜産局長
令和7年9月17日付け7畜産第1488号農林水産省畜産局長
令和8年8月27日付け8畜産第1525号農林水産省畜産局長

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「法」という。）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の運用に当たっては、法、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号。以下「令」という。）、肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第46号。以下「規則」という。）及び肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について（平成元年12月21日付け元畜A第3462号農林水産事務次官依命通達。以下「施行通達」という。）によるほか、下記事項に留意の上、関係者への周知徹底、指導等本制度の円滑かつ適切な実施につき御配慮をお願いする。

記

第1 都道府県肉用子牛価格安定基金協会の指定

1 業務規程等

都道府県知事は、都道府県肉用子牛価格安定基金協会の指定を行うに当たっては、別紙1及び2のとおり業務規程例及び生産者補給金交付契約約款例を定めたので、これらを参照の上、各都道府県の実情に応じ適切な内容の業務規程等が作成されるよう指導するものとする。

2 資産の管理

（1）指定協会は、本制度の業務（以下「業務」という。）に係る資産については、他の資産と区分して経理するものとする。

（2）指定協会は、次に掲げる財産及びその果実を生産者積立金として区分して経理するものとする。

ア 指定協会と生産者補給金交付契約を締結した肉用子牛の生産者（以下「契約生産者」という。）が納付した負担金

イ 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から交付された生産者積立助成金

ウ 都道府県から交付された生産者積立助成金

エ 特別の積立金から繰り入れた財産

オ 生産者積立準備金から繰り入れた財産

カ 本制度に係るその他の資産から繰り入れた財産

キ 生産者積立金の一部に充てることを指定して寄付又は補助された財産（イ及びウに掲げるものを除く。）

（3）生産者積立金は、生産者補給金の交付及び（10）の借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

ア 第2の3の（1）に規定する契約肉用子牛が、その要件を満たしていないことが判明し、次に掲げる返還を行う場合

① 当該肉用子牛に係る（2）のア及びその果実に相当する額の当該契

約生産者への返還（当該契約生産者の故意又は過失によってその要件を満たさないときは除く。）

② 当該肉用子牛に係る（２）のイ及びその果実に相当する額の機構への返還

③ 当該肉用子牛に係る（２）のウ及びその果実に相当する額の該当都道府県への返還

イ 業務対象年間の終了時において、生産者補給金の交付及び（10）の借入金の償還に充当して、なお生産者積立金に残額があるときに、当該残額を生産者積立準備金に繰り入れる場合

（４）指定協会は、次に掲げる財産及びその果実を特別の積立金として区分して経理するものとする。

ア 第２の６の（５）により契約生産者が納付した特別納付金

イ 肉用子牛価格安定事業実施要領（昭和45年４月21日付け45畜A第2175号農林事務次官依命通達。以下「旧要領」という。）第４の３の（４）の規定に基づく交付準備金のうち旧要領第５の３の（３）の規定に基づく高騰時積立金（その果実を含む。）から繰り入れた財産

ウ 旧要領第４の３の（５）の規定に基づく特別積立金から繰り入れた財産

エ 特別の積立金の一部に充てることを指定して寄付又は補助された財産

（５）指定協会は、次に掲げる財産及びその果実を償還円滑化積立金として区分して経理するものとする。

ア 償還円滑化積立金を積み立てるために機構から補助された財産

イ 償還円滑化積立金を積み立てるために都道府県から補助された財産

ウ 償還円滑化積立金を積み立てるために特別の積立金から繰り入れた財産

エ 償還円滑化積立金を積み立てるために生産者積立準備金から繰り入れた財産

オ 償還円滑化積立金の一部に充てることを指定して寄付又は補助された財産（ア及びイに掲げるものを除く。）

（６）償還円滑化積立金は、（10）の借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア （５）のアにあつては、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を得た場合

イ （８）のただし書の規定に基づき（７）のウから償還円滑化積立金に繰り入れた財産及び（５）のウのうち契約生産者の負担金の充当に係る部分から繰り入れた財産について、業務対象年間の終了時において、（10）の借入金の償還に充当して、なお当該財産に残額があるときに、定款により、資産の管理について決定する機関の議決を経て当該残額を生産者

積立準備金に繰り入れる場合

- (7) 指定協会は、旧要領第4の3の(4)の規定に基づく交付準備金(旧要領第5の3の(3)の規定に基づく高騰時積立金及びその果実を除く。)から繰り入れた財産、特別の積立金から繰り入れた財産、(3)のイの規定に基づき生産者積立金から繰り入れた財産及び(6)のイの規定に基づき償還円滑化積立金から繰り入れた財産並びにこれらの果実を生産者積立準備金として、次のとおり区分して経理するものとする。

この場合において、(3)のイの規定に基づき生産者積立金から繰り入れた財産については、生産者積立金を造成した機構、都道府県及び生産者のそれぞれの造成比率を乗じて得た金額を、機構分についてはアとして、都道府県分についてはイとして、生産者分についてはウとしてそれぞれ区分して経理するものとし、(6)のイの規定に基づき償還円滑化積立金から繰り入れた財産については、ウとして経理するものとする。

ア 機構の生産者積立助成金の充当に係る部分

イ 都道府県の生産者積立助成金の充当に係る部分

ウ 契約生産者の負担金の充当に係る部分

- (8) (7)により区分経理した生産者積立準備金のうち、アにあつては理事長の承認に基づき機構から交付された生産者積立助成金として、イにあつては都道府県知事の承認に基づき都道府県から交付された生産者積立助成金として、ウにあつては指定協会が定めるところにより契約生産者が納付した負担金として、それぞれ生産者積立金に繰り入れる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、業務対象年間の終了時において、アにあつては理事長の指示により機構に返還し、又は償還円滑化積立金に繰り入れることができるものとし、イにあつては都道府県知事の指示により都道府県に返還し、又は償還円滑化積立金に繰り入れることができるものとし、ウにあつては指定協会の定款により、資産の管理について決定する機関の承認を得た場合、当該業務対象年間の終了時における契約生産者に返還し、又は償還円滑化積立金に繰り入れることができるものとする。また、業務対象年間中であっても、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、アにあつてはその全部又は一部について理事長から返還の指示があった場合、指示があった額を機構に返還するものとし、イにあつてはその全部又は一部について都道府県知事から返還の指示があった場合、指示があった額を都道府県に返還するものとし、ウにあつてはその全部又は一部について指定協会の定款により、資産の管理について決定する機関の承認を得た場合、契約生産者に返還できるものとする。この場合において、理事長が承認又は指示を行うに当たっては、あらかじめ農林水産省畜産局長(以下「畜産局長」という。)に協議するものとする。

また、ウのうち特別の積立金から繰り入れた財産及びその果実については、指定協会が定めるところにより当該繰り入れた財産及びその果実の額

から契約生産者が負担した負担金として生産者積立金に繰り入れた額を差し引いた額の全部又は一部を契約生産者に返還することができるものとする。

なお、契約生産者に返還することとした場合であって、契約生産者が所在不明であること等により返還できないときは、指定協会が別に定める手続を経て普通財産に繰り入れることができるものとする。

- (9) 指定協会は、保証基準価格及び合理化目標価格（以下「保証基準価格等」という。）が肉用子牛の品種別に定められる場合には、生産者積立金、特別の積立金及び償還円滑化積立金を当該品種別に区分して経理するものとする。また、(7)のウに係る生産者積立準備金及び特別の積立金は契約生産者別に区分して経理することができるものとする。
- (10) 指定協会は、その保有する生産者積立金の全額（特別の積立金から生産者積立金に繰り入れるべき財産の額、生産者積立準備金から生産者積立金に繰り入れるべき財産の額及び指定協会の本制度に係るその他の資産から生産者積立金に繰り入れるべき財産の額を含む。）を使用してなお支払うべき生産者補給金があるときは、その財源に充てるため指定協会の定款により、資産の管理について決定する機関の議決により借入金をすることができるものとする。
- (11) 特別の積立金、償還円滑化積立金、生産者積立準備金及び本制度に係るその他の資産については、次期の業務対象年間へ継承するものとする。

第2 指定協会の業務

1 業務対象年間

- (1) 指定協会は、業務対象年間ごとに業務を行うものとし、業務対象年間の1期間は5年間とする。
- (2) 指定協会は、業務対象年間において生産者補給金に充てるための資金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難であると認められる場合その他やむを得ない場合には、畜産局長の承認を受けて業務対象年間を短縮することができるものとする。

2 生産者補給金交付契約

- (1) 指定協会は、業務対象年間ごとに、その区域内で生産される肉用子牛の生産者（法第6条第1項に規定する生産者に限る。）と、当該生産者の申出により生産者補給金交付契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。
- (2) 契約の対象となる資格を有する肉用子牛（乳用種の雌子牛であって、肥育仕向けとして哺育・育成されるものを含む。）は、指定協会が3の(5)の個体登録を行うまで、指定協会の区域内で飼養されているものとする。ただし、2以上の指定協会の区域に肉用子牛の飼養地を有する契約生産者

が飼養する肉用子牛であって、指定協会が3の（1）のア～カに規定する要件を確認するまで当該指定協会の区域内で飼養され、当該指定協会の区域外の飼養地への移動の届出が行われたものについては、個体登録を行うときに当該指定協会の区域外で飼養されているものであっても契約の対象となる資格を有する肉用子牛とみなす。

なお、当然のことながら、本制度の対象として想定している肉用子牛は、国内で分娩されたものである。

- （3）契約は、契約に係る肉用子牛の確認に関する事項、負担金の納付に関する事項、生産者補給金の交付に関する事項等を定めるものとする。

3 契約肉用子牛

- （1）契約に基づき当該業務対象年間において生産者補給金の交付の対象となる肉用子牛は、次の要件を満たし、指定協会が備える個体登録台帳への登録が行われたもの（以下「契約肉用子牛」という。）とする。

ア 当該肉用子牛の契約生産者が、指定協会に対し当該肉用子牛が満2月齢に達する日までに個体登録の申込みをしていること。

イ 指定協会が、アの申込みを受けて、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項（以下「個体識別情報」という。）を利用することにより、個体識別の措置が行われていること。

ただし、個体識別情報の利用による個体識別の措置が困難な場合には、指定協会が別に定める方法による現地調査を行うことにより、当該肉用子牛について個体識別の措置が行われていること。

ウ 当該肉用子牛の契約生産者が、当該肉用子牛について負担金を納付していること。

エ 乳用種の雌子牛にあつては、肥育仕向けとして哺育・育成されることが確実となるよう、指定協会が別に定める方法により肥育仕向きの措置等が講じられたものであること。

オ 譲受けに係る肉用子牛にあつては、当該肉用子牛について満2月齢になるまでに、当該肉用子牛の契約生産者が飼養を開始したものであること。

カ 当該肉用子牛が、契約生産者の所有に属することが書類により、確認できるものであること。

- （2）指定協会は、個体識別情報を利用して本制度に加入する肉用子牛の生年月日、性別、種別等（以下「生年月日等」という。）を的確に把握するとともに、契約生産者に対し、その的確な生年月日等の把握に努めるよう周知徹底を図るものとする。ただし、個体識別情報の利用による個体識別の措置が困難な場合には、指定協会が別に定める方法による現地調査を行うことにより、本制度に加入する肉用子牛の生年月日等の把握に努めるもの

とする。

- (3) 契約生産者は、肉用子牛の個体登録の申込みに当たっては、当該個体登録の申込みに係る肉用子牛の生年月日等を把握し、個体登録の申込みを行うものとする。
- (4) 指定協会は、本制度に加入する肉用子牛が契約生産者の所有に属するものであることを、繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、確実に把握するものとする。
- (5) 指定協会は、肉用子牛が満6月齢に達する日までに個体登録を行うものとし、個体登録を行った場合は、指定協会が定める方法により当該肉用子牛の契約生産者にその旨を通知するものとする。

4 契約肉用子牛の販売の確認

- (1) 契約生産者は、契約肉用子牛を満6月齢に達した日以後満12月齢に達する日までの間に販売した場合は、当該販売の都度、遅滞なく、指定協会が定める販売確認申出書に指定協会が必要と認める販売を行ったことを証明する書類を添えて、指定協会に申し出るものとする。
- (2) 指定協会は、(1)により提出された書類に基づき、当該申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日を確認するものとする。

5 契約肉用子牛の保留の確認

- (1) 契約生産者は、契約肉用子牛を満12月齢に達した以後も飼養すること（以下「保留」という。）とする場合は、指定協会が定める保留確認申出書により指定協会に申し出るものとする。
- (2) 指定協会は、(1)により、申出のあった肉用子牛が満12月齢に達したときは、速やかに現地調査し、当該申出に係る肉用子牛が契約肉用子牛であること、契約生産者が飼養しており、満12月齢に達したこと及び満12月齢に達した日を確認するものとする。
- (3) 指定協会は、当該指定協会の区域を越えて移動した契約肉用子牛について、保留確認申出書の提出があった場合には、9のオにかかわらず、移動先の都道府県の区域を区域とする他の指定協会に委託して、当該肉用子牛の現地調査を行うことができるものとする。
- (4) 指定協会は、他の指定協会から(3)の委託を受けた場合は、これを拒まないものとする。
- (5) 都道府県知事は、(3)及び(4)の円滑な実施に努めるものとする。

6 負担金等の納付

- (1) 指定協会は、業務対象年間における肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定めるものとする。

- (2) 肉用子牛1頭当たりの負担金の額は、生産者積立金の積立てに要する金額から機構及び都道府県から交付される生産者積立助成金の額並びにその他の者が生産者積立金の一部に充てることを条件に交付する金銭の額を控除した金額を当該業務対象年間において見込まれる契約肉用子牛の頭数で除して求めた額を基準として定めるものとする。
- (3) 契約生産者は、個体登録の申込みを行ったときは、遅滞なく、指定協会が別に定める方法により、肉用子牛1頭当たりの負担金の額に個体登録の申込みを行った肉用子牛の頭数を乗じて得た金額を負担金として指定協会に納付するものとする。ただし、第1の2の(8)により生産者積立準備金から生産者積立金に当該生産者が負担すべき負担金に相当する金額が繰り入れられる場合は、その繰り入れられた金額を限度として負担金の納付があったものとみなす。
- (4) 負担金は返戻しないものとする。
- (5) 指定協会は、負担金のほか、肉用子牛の価格の異常な低落等に対処するため、契約生産者に特別の積立金の積立てに要する特別納付金を納付させることができるものとする。
- (6) 特別納付金の額その他特別の積立金に関する事項は、指定協会が、定款により、資産の管理について決定する機関の議決を経て定めるものとし、これについては畜産局長に報告するものとする。
- (7) 指定協会は、肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定め、又は改定しようとするときは、畜産局長の承認を受けるものとする。

7 生産者補給金の交付

- (1) 指定協会は、機構から生産者補給交付金の交付を受けたときは、その金額を生産者補給金として、契約生産者に対し、販売又は保留の確認をした契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。
- (2) 指定協会は、平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合には、合理化目標価格から平均売買価格を控除した金額に100分の90を乗じて得た額に当該平均売買価格算出の単位となる期間内に販売又は保留されたことを確認した契約肉用子牛の頭数を乗じて得た金額を、生産者補給金として、契約生産者に対し、当該確認をした契約肉用子牛の頭数に応じて、生産者積立金から速やかに交付するものとする。
- (3) 指定協会は、生産者積立金が不足すると見込まれるときは、畜産局長に協議して、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額を削減することができるものとする。
- (4) 指定協会は、協会が特に必要と認める場合を除き、生産者補給金を契約生産者が契約の申込みのときにおいて指定した金融機関の口座に払い込む方法により交付するものとする。

8 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められる場合の措置

指定協会は、6の(1)の肉用子牛1頭当たりの負担金の額及び同(5)の特別納付金の額については、施行通達第3の2の(3)のアからオまでに掲げる品種区分ごとにそれぞれ定めるものとし、7の(1)から(3)までの生産者補給金の交付及び削減については、当該品種別に区分して行うものとする。

なお、交雑種の牛については、黒毛和種と褐毛和種間の交雑種の牛は褐毛和種の品種区分に、乳用種の品種間の交雑種の牛は乳用種の品種の品種区分に、肉専用種と乳用種の交雑の品種と乳用種の品種の牛の交雑種の牛は肉専用種と乳用種の交雑の品種の品種区分に、その他の交雑種の牛は黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種の品種区分に区分して取り扱うものとする。

9 業務に係る事務の委託

施行通達第3の5の(7)のその他畜産局長が定める事務は、次に掲げるものとする。

ア 特別納付金の受領

イ 個体登録に係る書類の受理及び送付

ウ 個体登録の申込みがあった肉用子牛に係る個体識別の措置

エ 契約肉用子牛の販売又は保留の確認の申出に係る書類の受理

オ 契約肉用子牛の保留に係る現地調査

第3 推進体制

1 機構

機構は、法第6条第2項及び令第7条の規定に基づき、指定協会に対し、生産者積立金の積立てに要する経費の2分の1以内を生産者積立助成金として交付することとされているが、第1の2の(8)により機構から交付された生産者積立助成金として生産者積立準備金から生産者積立金に繰り入れた金額は、機構から交付された生産者積立助成金の一部とみなすものとする。

また、第1の2の(8)のただし書の規定により、理事長の指示により生産者積立準備金から償還円滑化積立金に繰り入れた金額は、機構から補助された財産の一部とみなすものとする。

2 都道府県

都道府県は、法第6条第3項の規定に基づき、指定協会に対し、生産者積立金の積立てに要する経費を生産者積立助成金として交付することとされているが、第1の2の(8)により都道府県から交付された生産者積立助成金として生産者積立準備金から生産者積立金に繰り入れた金額は、都道府県

から交付された生産者積立助成金の一部とみなすものとする。

また、第1の2の(8)のただし書の規定により、都道府県知事の指示により生産者積立準備金から償還円滑化積立金に繰り入れた金額は、都道府県から補助された財産の一部とみなすものとする。

3 一般社団法人全国肉用牛振興基金協会

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（昭和47年8月25日に社団法人肉用牛価格安定基金全国協会という名称で設立された法人をいう。以下「全国協会」という。）は、畜産局長の指導の下に、機構、指定協会、都道府県等との緊密な連携が図られるよう連絡・調整等を行い、本制度の円滑な運営に努めるものとする。

4 指定協会

指定協会は、都道府県等の指導の下に、関係団体等との連携を強化して、肉用子牛の生産者等に対する指導、本制度の趣旨及び内容の周知徹底に努めるとともに、本制度の適正かつ円滑な推進を図るものとする。

5 農業協同組合等

施行通達第3の5の(7)で規定された指定協会の業務に係る事務の委託を受けた農業協同組合等は、指定協会及び都道府県の指導の下に、肉用子牛の生産者等に対する指導、関係団体等との連絡・調整等本制度の適正かつ円滑な推進を図るものとする。

6 指定協会の制度運営体制の強化

機構は、生産者補給金の交付を円滑かつ迅速に実施するため、都道府県との緊密な連携の下に、指定協会に対し、本制度に係る運営体制の強化を図るための事業を実施するものとする。この事業の実施に当たっては、理事長は、実施要綱その他事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

7 家畜市場等に対する指導・調査

(1) 都道府県知事は、本制度の適正な実施を確保するため、家畜市場等に対して指導を行うとともに、法第5条第3項の農林水産大臣が指定する家畜市場において取引された同項の指定肉用子牛（国若しくは都道府県又は教育、試験研究等を主たる目的として肉用牛を飼養する法人が生産した肉用子牛を除く。）についてその取引結果を毎月調査し、遅滞なく別紙様式1により地方農政局長（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）を經由して（北海道にあっては、直接）、畜産局長に報告するものとする。

(2) 機構は、生産者補給交付金の交付を円滑かつ迅速に実施するため、都道府県との緊密な連携の下に、指定協会等に対し、必要な助言・指導等を行

うとともに指定協会との連絡、情報等の交換を推進するものとする。また、機構は、家畜市場における肉用子牛の取引状況についてその動向の把握に努めるものとする。

第4 報告及び調査

- (1) 指定協会は、生産者補給金交付契約の締結状況、契約肉用子牛の頭数、生産者積立金の積立状況等について、別紙様式2により、毎年度7月20日までに、前年度の状況について、地方農政局長（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあっては、直接）、7月末日までに、畜産局長に報告するものとする。
- (2) 理事長は、機構の本制度に係る業務の実施状況を毎年度終了後遅滞なく公表するものとする。
- (3) 機構は、必要があると認めるときは、指定協会に対し、生産者補給金交付契約の締結状況、契約肉用子牛の頭数、生産者積立金の積立状況その他必要な事項について報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- (4) 全国協会は、指定協会に対し、生産者補給金交付契約の締結状況、契約肉用子牛の頭数、生産者積立金の積立状況その他必要な事項について報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- (5) 指定協会は、必要があると認めるときは、契約生産者に対し、肉用子牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

第5 経過措置等

- (1) 契約肉用子牛について、その販売又は保留が当該契約肉用子牛の個体登録の申込みの日の属する業務対象年間に行われず、次期の業務対象年間に行われることとなる場合であって、当該契約肉用子牛の契約生産者が引き続き次期の業務対象年間においても契約を締結するときは、当該契約肉用子牛を次期の業務対象年間の契約に係る契約肉用子牛とみなすものとする。
- (2) 第2の3の(1)のエについては、平成8年1月1日以降個体登録された契約肉用子牛から適用するものとする。
- (3) 第2の3の(1)のウの規定の適用については、平成12年10月1日以降個体登録された契約肉用子牛から適用するものとする。
- (4) 平成26年4月1日の改正前の規定により設けた調整積立金に残額がある場合は、引き続き調整積立金として区分して経理するものとする。調整積立金は、生産者積立金に不足を生ずる場合には、生産者積立金に繰り入れるものとする。ただし、定款により、資産の管理を決定する機関の承認を得て普通財産に繰り入れることができるものとする。

附 則

- 1 肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成12年3月31日付け12畜A第726号農林水産省畜産局長通知）によるこの通知の改正は、平成12年3月31日から施行し、3月25日から適用する。
- 2 当分の間、第2の3の（1）のイの現地調査については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条に基づく移動制限措置（第3項及び第4項において「移動制限措置」という。）が解除された後、販売までの間に速やかに実施することとする。
- 3 当分の間、第2の5の（2）の保留の確認については、移動制限措置が解除された後、速やかに実施することとする。
- 4 2及び3により現地調査等を行う地域については、移動制限措置が取られた都道府県の知事の定めるところによるものとする。
- 5 指定協会は、平成13年10月23日から平成14年3月31日までの間に負担金の納付期限を迎える契約肉用子牛については、第2の3の（1）のウ及び第2の6の（3）の規定にかかわらず、契約生産者の負担金の納付期限を3ヶ月を超えない範囲で延長することができるものとする。
- 6 当分の間、令和8年7月29日以後に満6月齢に達する肉用子牛のうち、令和8年熊本地震の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村に住所を有する契約生産者が個体登録の申込みを行ったものについては、第2の3の（1）のウに規定する要件を満たすことなく契約肉用子牛となることができるものとし、当該契約生産者は、第2の6の（3）の規定にかかわらず、当該申込みに係る肉用子牛が満9月齢に達する日までに同規定の定める金額を負担金として指定協会に納付するものとする。

附 則

この通知による改正は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成18年4月1日から施行し、平成18年10月1日以降に個体登録される肉用子牛から適用するものとする。

附 則

この通知による改正は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成22年5月12日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成22年11月11日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成23年1月5日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成23年4月19日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成24年3月13日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成28年5月19日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成28年10月31日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成30年10月2日から施行する。

附 則

この通知による改正は、令和元年10月16日から施行する。

附 則

この通知による改正は、令和２年４月１日から施行する。

ただし、附則第６項に係る改正については、令和元年11月29日から適用する。

附 則

この通知による改正は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

- １ この通知による改正は、令和３年３月４日から施行する。
- ２ この通知による改正前の本通知に基づく運用については、なお従前の例によるものとする。
- ３ この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- ４ この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- １ この通知による改正は、令和５年６月20日から施行する。
- ２ この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- ３ この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この通知による改正は、令和６年１月25日から施行する。

附 則

この通知による改正は、令和６年８月29日から施行する。

附 則

- １ この通知による改正は、令和７年１月21日から施行する。
- ２ この通知による改正前の本通知に基づく運用については、なお従前の例によるものとする。
- ３ この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項にお

いて「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この通知による改正は、令和 7 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、令和 7 年 8 月 7 日から施行する。

ただし、福岡県の地域において生産された肉用子牛であって、令和 7 年 11 月 30 日までの間に譲り受けられ飼養が開始されたものに対する肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成元年 12 月 21 日付け元畜 A 第 3463 号農林水産省畜産局長）の適用については、なお従前の例による。

附 則

この通知による改正は、令和 7 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、令和 8 年 8 月 27 日から施行する。

別紙 1

○ 肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程例

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務規程は、一般社団法人〇〇県肉用子牛価格安定基金協会（以下「協会」という。）が行う次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

- (1) 肉用子牛についての生産者補給金交付契約の締結、生産者積立金の積立て及び生産者補給金の交付
- (2) 前号の業務に付帯する業務

(業務運営の基本方針)

第2条 協会は、その行う業務の公共的重要性に鑑み、行政庁、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び関係団体との緊密な連絡の下に、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

(業務対象年間)

第3条 協会は、業務対象年間ごとに業務を行うものとする。

- 2 業務対象年間の1期間は、5年間とする。
- 3 協会は、業務対象年間において生産者補給金に充てるための資金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難であると認められる場合その他やむを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）の承認を得て業務対象年間を短縮することができる。

第2章 会計

(預り金等の管理)

第4条 業務の円滑な実施を目的として、運用益を業務に必要な経費の財源に充てるため、預り金等を設置する場合は、これを業務に係る資産と区分して経理するものとする。

(資産の区分経理)

第5条 協会の資産のうち業務に係る資産は、これを生産者積立金、生産者積立準備金、特別の積立金、償還円滑化積立金及び本制度に係るその他の資産（調整積立金を含む。）に区分して経理するものとする。

- 2 生産者積立金、特別の積立金及び償還円滑化積立金は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「法」という。）第5条第1項の保証基準価格及び同条第2項の合理化目標価格が肉用子牛の品種別に定められる

場合には、その品種別に区分して経理するものとする。また、生産者積立準備金のうち第7条第2項の負担金充当分及び特別の積立金は契約生産者別に区分して経理することができるものとする。

（生産者積立金）

第6条 生産者積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）生産者積立金を積み立てるために肉用子牛の生産者が納付した負担金
- （2）生産者積立金を積み立てるために法第6条第2項の規定に基づき機構から交付された生産者積立助成金
- （3）生産者積立金を積み立てるために法第6条第3項の規定に基づき〇〇県から交付された生産者積立助成金
- （4）次条第3項の規定により生産者積立金に繰り入れた財産
- （5）第8条第2項の規定により生産者積立金に繰り入れた財産
- （6）第10条の規定により生産者積立金に繰り入れた財産
- （7）生産者積立金とすることを指定して寄付又は補助された財産（第2号及び第3号に掲げるものを除く。）
- （8）前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 生産者積立金は、生産者補給金の交付及び第11条の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）第15条に規定する契約肉用子牛が、その要件を満たしていないことが判明し、次に掲げる返還を行う場合
 - ア 当該肉用子牛に係る前項第1号及びその果実に相当する額の当該契約生産者への返還（当該契約生産者の故意又は過失によってその要件を満たさないときは除く。）
 - イ 当該肉用子牛に係る前項第2号及びその果実に相当する額の機構への返還
 - ウ 当該肉用子牛に係る前項第3号及びその果実に相当する額の〇〇県への返還
- （2）業務対象年間の終了時において、生産者補給金の交付及び第11条の規定による借入金の償還に充当して、なお生産者積立金に残額があるときに、当該残額を生産者積立準備金へ繰り入れる場合

（生産者積立準備金）

第7条 生産者積立準備金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）肉用子牛価格安定事業実施要領（昭和45年4月21日付け45畜A第2175号農林事務次官依命通達。以下「旧要領」という。）第4の3の（4）の規定に基づく交付準備金（次条第1項第2号に規定する高騰時積立金及びその果実を除く。）から生産者積立準備金に繰り入れた財産

- (2) 前条第2項第2号の規定により、生産者積立金から生産者積立準備金に繰り入れた財産
- (3) 次条第2項の規定により生産者積立準備金に繰り入れた財産
- (4) 第9条第2項ただし書の規定により償還円滑化積立金から生産者積立準備金に繰り入れた財産
- (5) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 生産者積立準備金は、前項第1号の交付準備金から繰り入れた財産（以下「繰入準備金」という。）に4分の1を乗じて得た金額に同項第3号及び第4号により繰り入れた財産を加えた金額を負担金充当分として、繰入準備金に2分の1を乗じて得た金額を機構の生産者積立助成金充当分として、繰入準備金に4分の1を乗じて得た金額を〇〇県の実産者積立助成金充当分としてそれぞれ区分して経理する。

また、前項第2号の生産者積立金から繰り入れた財産に生産者積立金を造成した生産者、機構及び〇〇県のそれぞれの造成比率を乗じて得た金額を、生産者分については負担金充当分として、機構分については機構の生産者積立助成金充当分として、〇〇県分については〇〇県の実産者積立助成金充当分としてそれぞれ区分して経理する。

3 前項の規定により区分経理した生産者積立準備金は、次の各号に掲げる場合を除き、これを処分してはならない。

- (1) 負担金充当分に係るものにあつては、理事会の議決を経て次のとおり処分する場合

- ア 前条第1項第1号の肉用子牛の生産者が納付した負担金として生産者積立金に繰り入れる場合

- イ 業務対象年間終了時における契約生産者に返還し、又は第9条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

- ウ 特別の積立金から繰り入れた財産及びその果実について、業務対象年間終了時において、当該繰り入れた財産及びその果実の額から負担金として生産者積立金に繰り入れた額を差し引いた額の全部又は一部を契約生産者に返還する場合

- エ 業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、その全部又は一部について契約生産者に返還する場合

- オ イからエの規定により契約生産者に返還することとした場合であつて、契約生産者が所在不明であること等により返還できないときに、別に定める「〇〇県肉用子牛生産者補給金制度における生産者積立準備金等の返還の取扱いに関する指針」に基づく手続を経て普通財産に繰り入れる場合

- (2) 機構の生産者積立助成金充当分に係るものにあつては、次のとおり処分する場合

- ア 独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認に基づき、前条第1項第2号の機構から交付された生産者積立助成金と

して生産者積立金に繰り入れる場合

イ 理事長の指示に基づき、業務対象年間終了時において機構に返還し、又は第9条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ 業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、理事長の指示に基づき、全部又は一部について返還する場合

(3) ○○県の生産者積立助成金充当分に係るものにあつては、次のとおり処分する場合

ア ○○県知事の承認に基づき、前条第1項第3号の○○県から交付された生産者積立助成金として生産者積立金に繰り入れる場合

イ ○○県知事の指示に基づき、業務対象年間終了時において○○県に返還し、又は第9条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ 業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、○○県知事の指示に基づき、全部又は一部について返還する場合

(特別の積立金)

第8条 特別の積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 特別納付金

(2) 旧要領第4の3の(4)の規定に基づく交付準備金のうち旧要領第5の3の(3)の規定に基づく高騰時積立金(その果実を含む。)から特別の積立金に繰り入れた財産

(3) 旧要領第4の3の(5)の規定に基づく特別積立金から特別の積立金に繰り入れた財産

(4) 特別の積立金とすることを指定して寄付又は補助された財産

(5) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 特別の積立金は、生産者補給金の交付において、生産者積立金に不足を生ずる場合に生産者積立金に繰り入れる場合、生産者積立準備金に繰り入れる場合及び償還円滑化積立金に繰り入れる場合又は第11条の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、理事会の議決を経て、かつ、○○県知事の承認に基づき、基本財産又は普通財産に繰り入れる場合その他の場合はこの限りでない。

(償還円滑化積立金)

第9条 償還円滑化積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 償還円滑化積立金を積み立てるために機構から補助された財産

(2) 償還円滑化積立金を積み立てるために○○県から補助された財産

(3) 償還円滑化積立金を積み立てるために特別の積立金から繰り入れた財産

(4) 償還円滑化積立金に積み立てるために生産者積立準備金から繰り入れた財産

(5) 償還円滑化積立金の一部に充てることを指定して寄付又は補助された財産

(第1号及び第2号に掲げるものを除く。)

(6) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 償還円滑化積立金は、第11条の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前項第1号に定める財産及びその果実について理事長の承認を得た場合

(2) 第7条第3項第1号の規定に基づき、負担金充当分から償還円滑化積立金に繰り入れた財産について、業務対象年間終了時において、第11条の規定による借入金の償還に充当して、なお当該財産に残額があるときに、当該残額を、理事会の議決を経て、生産者積立準備金に繰り入れる場合

(調整積立金)

第10条 平成26年〇月〇日の改正前の規定により設けた調整積立金に残額がある場合は、区分して経理し、生産者積立金に不足を生ずる場合は、生産者積立金に繰り入れるものとする。ただし、理事会の議決を経て普通財産に繰り入れることができる。

(借入金)

第11条 協会は、生産者補給金の交付に充てるため、生産者積立金（第7条第3項の生産者積立準備金、第8条第2項の特別の積立金及び指定協会の本制度に係るその他の資産から繰り入れるべき財産を含む。）に不足を生じたときは、理事会の議決により、借入れをすることができる。

第3章 生産者補給金交付契約の締結及びその方法

(契約締結の相手方)

第12条 協会の区域（〇〇県の区域）内で生産される肉用子牛の生産者（肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者を含み、法人にあっては、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号。以下「令」という。）第6条第1号及び第2号に定めるものに限る。）は、協会と、業務対象年間ごとに、生産者補給金交付契約（以下「契約」という。）を締結することができる。

2 協会は、前項に規定する生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の締結を拒むことができる。

(1) 第16条第2項の規定により契約を解除されてから2年を経過しない場合

(2) 第38条の規定に基づく生産者補給金の返還を完了していない場合

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者である場合

(4) 法及び法に基づく命令その他関係法令の規定に違反する行為を行った場合（当該行為により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑

の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない場合に限る。)

(契約の対象となる資格を有する肉用子牛)

第13条 契約の対象となる資格を有する肉用子牛は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 国内で分娩された肉用牛であること。
- (2) 満12月齢未満であること。
- (3) 乳用種の雌子牛にあつては、肥育仕向けとして哺育・育成されることが確実となるよう協会が別に定める方法により、肥育仕向きの措置等が講じられていること。
- (4) 譲受けに係る肉用子牛にあつては、譲り受けて飼養を開始する日における月齢が満2月齢未満であること。
- (5) 第19条の規定による個体登録を行うまで、協会の区域(〇〇県の区域)内で飼養されていること。(協会の区域外に肉用子牛の飼養地を有する契約生産者が、第19条に規定する個体登録を行う前にその飼養する肉用子牛を協会の区域外の飼養地に移動させる場合にあつては、協会が第17条に規定する個体登録の申込み、第18条に規定する個体識別の措置及び第25条に規定する負担金の納付を確認するまで協会の区域内で飼養され、協会の区域外の飼養地への移動の届出が行われていること。)

(契約の申込み及び締結)

第14条 契約の申込みは、協会が別に定める生産者補給金交付契約申込書により協会に対し行うものとする。

- 2 協会は、第12条第1項に規定する肉用子牛の生産者から前項の規定による申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者との間で、協会が別に定める生産者補給金交付契約約款により契約を締結するものとする。
- 3 協会は、肉用子牛の生産者に対して、前項で定めた生産者補給金交付契約約款の内容について、これを記載した書面の交付、又はこれを記録した電磁的記録を提供するものとする。

(契約肉用子牛)

第15条 契約に基づき当該業務対象年間において生産者補給金の交付の対象となる肉用子牛は、第19条の規定に基づく個体登録が行われたもの(以下「契約肉用子牛」という。)とする。

(契約の解除)

第16条 協会は、契約を締結した法人が、令第6条第1号及び第2号に定めるものでなくなったときは、契約を解除するものとする。

2 協会は、契約を締結した肉用子牛の生産者（以下「契約生産者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- （１）第14条の生産者補給金交付契約申込書、第17条の肉用子牛個体登録申込書、第20条第１項の販売確認申出書及び第21条第１項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
- （２）第39条第１項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- （３）故意又は重大な過失により第18条第１項に規定する個体識別の措置を妨げたとき。
- （４）第12条第２項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- （５）その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

第４章 肉用子牛の個体登録

（個体登録の申込み）

第17条 契約生産者は、当該契約生産者の肉用子牛を契約肉用子牛としようとするときは、当該肉用子牛が満２月齢に達する日までに、協会に対し協会が別に定める肉用子牛個体登録申込書により、個体登録を申し込むものとする。

なお、個体登録の申込みを行うことのできる肉用子牛は、繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、契約生産者の所有に属することが確認できるものに限ることとする。

（個体識別）

第18条 協会は、前条の規定による個体登録の申込みがあったときは、当該申込みに係る肉用子牛について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第３条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項（以下「個体識別情報」という。）を利用し、個体識別の措置を行うものとする。ただし、個体識別情報の利用による個体識別の措置が困難な場合には、協会は、協会が別に定める肉用子牛現地調査要領（以下「調査要領」という。）に基づき、生年月日の確認、個体確認等のための現地調査を行うことにより、当該肉用子牛について個体識別の措置を行うものとする。

2 協会は、個体登録の申し込みがあった肉用子牛が契約生産者の所有に属するものであることを繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、確実に把握するものとする。

（個体登録）

第19条 協会は、前条の規定により個体識別の措置を行った肉用子牛について、当該肉用子牛が満６月齢に達する日までに、契約生産者から第25条の規定に基づく負担金の納付を確認の上、協会が別に定める個体登録台帳に登録する。

- 2 協会は、前項の規定により個体登録を行った場合は、協会が別に定める方法により契約生産者にその内容を記載した通知書を交付するものとする。

第5章 契約肉用子牛の販売又は保留の確認等

（販売の確認）

第20条 契約生産者は、契約肉用子牛を満6月齢に達した日以後満12月齢に達する日までの間に販売した場合は、販売の都度、遅滞なく、協会が別に定める販売確認申出書に協会が必要と認める販売を行ったことを証する書類を添えて、協会に申し出るものとする。

- 2 協会は、前項の規定により提出された書類に基づき、当該申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日を確認するものとする。

（保留の確認）

第21条 契約生産者は、契約肉用子牛を満12月齢に達した以後も飼養すること（以下「保留」という。）とする場合は、協会が別に定める保留確認申出書により協会に申し出るものとする。

- 2 協会は、前項の規定による申出に係る肉用子牛が満12月齢に達したときは、速やかに調査要領に基づき現地調査の上、申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、契約生産者が飼養しており、満12月齢に達したこと及び満12月齢に達した日を確認するものとする。
- 3 協会は、契約肉用子牛の飼養場所を協会の区域（〇〇県の区域）を越えて移動した契約生産者から保留確認申出書の提出があった場合には、第37条の規定にかかわらず、移動先の都道府県の区域を区域とする都道府県肉用子牛価格安定基金協会（ただし、法第6条第1項の指定を受けたものに限る。）に委託して、保留の現地調査を行うことができる。
- 4 協会は、他の都道府県肉用子牛価格安定基金協会から、協会の区域内において飼養されている肉用子牛についての現地調査の委託を受けた場合は、第2項の現地調査に準じて当該委託に係る現地調査を行うものとする。

（死亡等の届出）

第22条 契約生産者は、契約肉用子牛について、死亡、盗難その他の事由（第20条第1項に規定する販売を除く。）により飼養しなくなった場合には、遅滞なく、協会が別に定める子牛異動報告書により協会に届け出るものとする。

第6章 生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付

（生産者積立金の積立て）

第23条 協会は、生産者積立金として積み立てる額の4分の1に相当する額以上の額については、契約生産者が納付する負担金及びその他の者（機構及び〇〇

県を除く。)が生産者積立金の一部に充てることを条件として交付する金銭をもって充てるものとする。

(肉用子牛1頭当たりの負担金の額)

第24条 協会は、理事会の議決を経て、業務対象年間における肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定めるものとする。

2 肉用子牛1頭当たりの負担金の額は、当該業務対象年間において生産者補給金の交付に要すると見込まれる金額から法第6条第1項の生産者補給交付金として交付されることが見込まれる金額並びに法第6条第2項及び第3項の生産者積立助成金その他の生産者積立金の一部に充てることを条件として交付されることが見込まれる金額を控除した金額を当該業務対象年間において見込まれる契約肉用子牛の頭数で除して求めた額を基準として定めるものとする。

3 協会は、肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定めたときは、遅滞なくこれを公告するものとする。

4 肉用子牛1頭当たりの負担金の額は、法第5条第1項の保証基準価格及び同条第2項の合理化目標価格（以下「保証基準価格等」という。）が肉用子牛の品種別に定められる場合には、その品種別の区分ごとにそれぞれ定めるものとする。

(負担金の納付)

第25条 契約生産者は、個体登録の申込みを行ったときは、遅滞なく、協会が別に定める方法により、肉用子牛1頭当たりの負担金の額に個体登録の申込みを行った肉用子牛の頭数を乗じて得た金額を負担金として協会に納付するものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第26条 契約生産者は、協会に納付すべき負担金について、相殺をもって協会に對抗することはできない。

(負担金の返戻)

第27条 負担金は、契約の解除が行われた場合その他いかなる場合であっても、これを返戻しないものとする。

(特別納付金)

第28条 協会は、第25条に規定する負担金のほか、肉用子牛の価格の異常な低落等に対処するため、契約生産者に特別の積立金の積立てに要する特別納付金を納付させることができる。

2 特別納付金の額、納付期日その他の特別納付金に関する事項は、理事会の議

決を経て定めるものとする。

3 第24条第3項及び第4項並びに第26条の規定は、特別納付金に準用する。

(肉用子牛1頭当たりの負担金の額の承認)

第29条 協会は、肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定め、又は改定しようとするときは、畜産局長の承認を受けるものとする。

第7章 生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付

(生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付)

第30条 協会は、機構から契約肉用子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、第20条第2項及び第21条第2項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 協会は、前項の生産者補給金については、契約生産者が契約の申込みのときにおいて指定した金融機関の口座に払い込む方法により交付するものとする。ただし、協会が、特に必要と認めるときは、協会の指定する場所において交付することができる。

(保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え)

第31条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、前条第1項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」とする。

第8章 生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法

(生産者積立金から交付する生産者補給金の交付)

第32条 協会は、法第5条第3項の平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合には、契約生産者に対し生産者積立金から生産者補給金を交付するものとする。

(生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定)

第33条 協会が生産者積立金から交付する生産者補給金の金額は、令第3条で定める平均売買価格の算出の単位となる期間ごとに、合理化目標価格から平均売買価格を控除した金額に100分の90を乗じて得た金額に、契約肉用子牛であって当該平均売買価格の算出の単位となる期間内に、その契約肉用子牛の生産者が満6月齢に達した日以後に販売したこと又はその契約肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、満12月齢に達したことにつき、協会が第20条第2項及び

第21条第2項の確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。

(生産者積立金から交付する生産者補給金の交付の方法)

第34条 協会は、前条の規定により算定した生産者補給金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、第20条第2項及び第21条第2項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 第30条第2項の規定は、前項の生産者補給金について準用する。

(生産者補給金の削減)

第35条 協会は、生産者積立金が不足すると見込まれるときは、畜産局長に協議して、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額を削減することができる。

(保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え)

第36条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、第32条中「法第5条第3項の平均売買価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の法第5条第3項の平均売買価格」と、「合理化目標価格」とあるのは「当該品種別の合理化目標価格」と、第33条中「合理化目標価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の合理化目標価格」と、「平均売買価格を控除した」とあるのは「当該品種別の平均売買価格をそれぞれ控除した」と、「頭数に相当する数を乗じて得た金額」とあるのは「当該品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」と、第34条第1項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」と、前条中「生産者積立金が」とあるのは「肉用子牛の品種別に、生産者積立金が」と、「生産者積立金から」とあるのは「当該不足が見込まれる品種の生産者積立金から」とする。

第9章 業務に係る事務の委託に関する事項

(業務に係る事務の委託)

第37条 協会は、協会が指定する者（農業協同組合、農業協同組合連合会その他協会が〇〇県知事の承認を受けた者に限る。）に、協会が別に定めるところにより、必要に応じ、その業務に係る次に掲げる事務を、理事会の議決を経て、委託することができる。

- (1) 契約に係る書類の受理及び送付
- (2) 負担金、特別納付金及び手数料の受領
- (3) 個体登録に係る書類の受理及び送付
- (4) 個体登録の申込みがあった肉用子牛に係る個体識別の措置

- (5) 契約肉用子牛の販売又は保留の確認の申出に係る書類の受理
- (6) 契約肉用子牛の保留に係る現地調査（第21条第4項の規定による現地調査を含む。）
- (7) 子牛異動報告書の受理
- (8) 第39条第1項の規定による契約生産者からの報告の徴収

第10章 雑則

（生産者補給金の不交付又は返還）

第38条 協会は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約生産者に対し、生産者補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は第12条第1項に定める契約の期間の満了後であっても、既に交付した生産者補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第14条の生産者補給金交付契約申込書、第17条の肉用子牛個体登録申込書、第20条第1項の販売確認申出書及び第21条第1項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 第25条の負担金の納付がなかったとき。
- (3) 次条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (4) 契約を締結した法人が、令第6条第1号及び第2号に定めるものでなくなったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により第18条第1項に規定する個体識別の措置を妨げたとき。
- (6) 第12条第2項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当したとき。
- (7) その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

（報告の徴収等）

第39条 協会は、必要があると認めるときは、契約生産者に対し、肉用子牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

- 2 協会は、機構又は一般社団法人全国肉用牛振興基金協会から、その業務の実施について報告を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。

（手数料）

第40条 協会は、業務の運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として、契約生産者に手数料を納付させることができる。

- 2 手数料の額、納付期日その他の手数料に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

(細則)

第41条 協会は、この業務規程に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めることができるものとする。

附 則

- 1 この業務規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 契約生産者は、第7条第3項第1号アの規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から当該契約生産者が納付した負担金として生産者積立金に繰り入れた財産があるときは、第25条の規定にかかわらず、当該繰り入れた財産の金額を限度として、同条の規定による負担金の納付を要しないものとする。この場合において、第23条及び第25条の規定の適用にあつては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した負担金の額とみなすものとする。
- 3 契約肉用子牛について、その第20条第1項に規定する販売又は保留が当該契約肉用子牛の個体登録の申込みの日の属する業務対象年間に行われることとならず、次期の業務対象年間に行われることとなる場合であつて、当該契約肉用子牛の契約生産者が引き続き次期の業務対象年間においても契約を締結するときには、当該契約肉用子牛を次期の業務対象年間の契約に係る契約肉用子牛とみなすものとする。
- 4 契約生産者は、第7条第3項第1号イの規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から償還円滑化積立金に繰り入れた財産があるときは、第28条の規定の適用にあつては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した特別納付金の額とみなす。
- 5 災害等の発生に伴う肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長。以下「運用通知」という。）の改正により、特例として運用通知第2の3の（1）のア、ウ及びオに規定する要件を満たすことなく契約肉用子牛となることができるものとされた場合には、第13条第4号、第17条及び第19条の規定にかかわらず運用通知を準用することができる。

別紙 2

○生産者補給金交付契約約款例

(生産者補給金交付契約約款の目的)

第1条 生産者補給金交付契約約款（以下「本約款」という。）は、一般社団法人〇〇県肉用子牛価格安定基金協会（以下「協会」という。）が定める肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程（以下「業務規程」という。）第12条第1項に規定する生産者補給金交付契約（以下「本契約」という。）の内容を定めることを目的とする。

(契約の対象となる資格を有する肉用子牛)

第2条 本契約に基づき、契約の対象となる資格を有する肉用子牛は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 国内で分娩された肉用牛であること。
- (2) 満12月齢未満であること。
- (3) 乳用種の雌子牛にあっては、肥育仕向けとして哺育・育成されることが確実となるよう協会が別に定める方法により、肥育仕向きの措置等が講じられていること。
- (4) 譲受けに係る肉用子牛にあっては、譲り受けて飼養を開始する日における月齢が満2月齢未満であること。
- (5) 第6条の規定による個体登録を行うまで、協会の区域（〇〇県の区域）内で飼養されていること。（協会の区域外に肉用子牛の飼養地を有する契約生産者が、第6条に規定する個体登録を行う前にその飼養する肉用子牛を協会の区域外の飼養地に移動させる場合にあっては、協会が第4条に規定する個体登録の申込み、第5条に規定する個体識別の措置及び第7条に規定する負担金の納付を確認するまで協会の区域内で飼養され、協会の区域外の飼養地への移動の届出が行われていること。）

(契約肉用子牛)

第3条 本契約に基づき生産者補給金の交付の対象となる肉用子牛（以下「契約肉用子牛」という。）は、協会と本契約を締結した肉用子牛の生産者（以下「契約生産者」という。）の生産に係る前条に規定する肉用子牛であって、第7条の規定に基づく負担金の納付が行われ、かつ、第6条の規定に基づく個体登録が行われたものとする。

(個体登録の申込み)

第4条 契約生産者は、前条の肉用子牛を契約肉用子牛としようとするときは、当該肉用子牛が満2月齢に達する日までに、協会に対し、協会が別に定める肉

用子牛個体登録申込書により、個体登録を申し込むものとする。

なお、個体登録の申し込みを行う肉用子牛は、繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、契約生産者の所有に属することが確認できるものであることとする。

（個体識別）

第5条 協会は、契約生産者から前条による個体登録の申込みがあったときは、当該申込みに係る肉用子牛について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項（以下「個体識別情報」という。）を利用し、個体識別の措置を行うものとする。ただし、個体識別情報の利用による個体識別の措置が困難な場合には、協会は、協会が別に定める肉用子牛現地調査要領（以下「調査要領」という。）に基づき、生年月日の確認、個体識別等のための現地調査を行い、当該肉用子牛について個体識別の措置を行うものとする。

（個体登録）

第6条 協会は、個体識別の措置を行った肉用子牛が、業務規程第19条第1項に定める月齢に達する日までに、協会が別に定める個体登録台帳に登録する。

2 協会は、前項の個体登録を行った場合は、協会が別に定める方法により、契約生産者にその内容を記載した通知書（個体登録通知書）を交付するものとする。

3 契約生産者は、協会から前項の個体登録通知書の交付を受けた場合は、その記載内容を確認し、記載内容に疑義がある場合は、速やかに協会に申し出るものとする。

（負担金の納付）

第7条 契約生産者は、第4条の規定による個体登録の申込みを行ったときは、遅滞なく、業務規程第25条の規定に基づき、協会が別に定める方法により、協会に対し当該個体登録の申込みに係る肉用子牛についての負担金を納付するものとする。ただし、業務規程附則第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

（負担金の相殺）

第8条 契約生産者は、協会に納付すべき負担金について、相殺をもって協会に對抗することはできない。

（負担金の返戻）

第9条 負担金は、契約の解除が行われた場合その他いかなる場合であっても、これを返戻しないものとする。

(特別納付金)

第 10 条 協会は、第 7 条に規定する負担金のほか、肉用子牛の価格の異常な低落等に対処するため、契約生産者に特別の積立金の積立てに要する特別納付金を納付させることができる。

2 前項に規定する特別納付金については、第 8 条の規定を準用する。

(手数料の納付)

第 11 条 協会は、第 7 条に規定する負担金のほか、業務の運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として、別に定めるところにより、契約生産者に手数料を納付させることができる。

(販売の確認の申出と確認)

第 12 条 契約生産者は、契約肉用子牛を業務規程第 19 条第 1 項に定める月齢に達した日以後満 12 月齢に達する日までの間に販売した場合には、当該契約肉用子牛の販売の都度、遅滞なく、協会が別に定める販売確認申出書に協会が必要と認める販売を行ったことを証する書類を添えて、協会に対し販売の確認を申し出るものとする。

2 協会は、前項の規定により提出された書類に基づき、当該申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日を確認するものとする。

(保留の確認の申出と確認)

第 13 条 契約生産者は、契約肉用子牛を満 12 月齢に達した以後も飼養すること（以下「保留」という。）とする場合には、協会が別に定める保留確認申出書により、協会に対し保留の確認を申し出るものとする。

2 協会は、前項の申出に係る肉用子牛について、当該申出に係る肉用子牛が満 12 月齢に達したときは、速やかに調査要領に基づき現地調査の上、契約肉用子牛であること、契約生産者が飼養していること、満 12 月齢に達したこと及び満 12 月齢に達した日を確認するものとする。

(死亡等の届出等)

第 14 条 契約生産者は、契約肉用子牛について、死亡、盗難その他の事由（第 12 条第 1 項の販売を除く。）により飼養しなくなった場合には、遅滞なく、協会が別に定める子牛異動報告書により、協会に届け出るものとする。

(生産者補給金の交付)

第 15 条 協会は、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和 63 年法律第 98 号)第 5 条第 3 項に規定する平均売買価格が、同条第 1 項に規定する保証基準価格を下

回った場合には、業務規程第 7 章及び第 8 章の規定に基づき、契約生産者に対し生産者補給金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第 16 条 契約生産者は、協会の書面による承諾を得ないで、本契約により生ずる一切の権利を第三者に譲渡、質入等の担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

（個人情報の管理）

第 17 条 契約生産者は、協会、事務委託先（協会が業務規程第 37 条に基づき協会の業務に係る事務を委託する者をいう。以下同じ。）、農林水産省、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会、〇〇県、独立行政法人家畜改良センター及び独立行政法人農畜産業振興機構が、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）その他の法令に基づき、生産者補給金交付業務の円滑な推進のために契約生産者の氏名、電話番号、住所、契約番号、口座番号、個体登録状況及び生産者補給金の交付状況等の情報を共同利用することに同意するものとする。

2 契約生産者は、協会、事務委託先及び独立行政法人農畜産業振興機構が、個人情報保護法その他の法令に基づき、生産者補給金交付業務の円滑な推進のために牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成 15 年農林水産省令第 72 号）第 6 条に係る契約生産者の情報を取得し、加工し又は第三者へ提供などの取扱いをすることに同意するものとする。

（生産者補給金の不交付又は返還）

第 18 条 協会は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約生産者に対し生産者補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は第 22 条に定める契約の期間の満了後であっても、既に交付した生産者補給金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

（1）生産者補給金交付契約申込書、第 4 条の肉用子牛個体登録申込書、第 12 条第 1 項の販売確認申出書及び第 13 条第 1 項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。

（2）第 7 条の負担金の納付がなかったとき。

（3）第 23 条の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

（4）本契約を締結した法人が、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和 63 年政令第 347 号）第 6 条第 1 号及び第 2 号に定めるものではなくなったとき。

（5）故意又は重大な過失により第 5 条に規定する個体識別の措置を妨げたとき。

（6）業務規程第 12 条第 2 項各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当したと

き。

(7) その他故意又は重大な過失により本契約に違反したとき。

(事務の委託等)

第 19 条 契約生産者は、協会に対する本契約に係る次の各号に掲げる事務については、生産者補給金交付契約申込書において指定した事務委託先を通じて手続きを行うものとする。

- (1) 第 4 条の個体登録の申込み
- (2) 第 6 条第 3 項の個体登録通知書に係る申出
- (3) 第 7 条の負担金の納付
- (4) 第 10 条第 1 項の特別納付金の納付
- (5) 第 12 条第 1 項の販売の確認の申出
- (6) 第 13 条第 1 項の保留の確認の申出
- (7) 第 14 条の死亡等の届出等

2 協会は、本契約についての協会が行う業務に係る事務については、事務委託先に委託して行うことができるものとする。

3 協会は、事務委託先への委託を取りやめた場合は、契約生産者に対し第 1 項及び前項の取扱いについて別に指示するものとする。

(契約の解除)

第 20 条 協会は、契約生産者が法人である場合は、契約生産者が業務規程第 12 条第 1 項に規定する肉用子牛の生産者でなくなったときは契約を解除するものとする。

2 協会は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 生産者補給金交付契約申込書、第 4 条の肉用子牛個体登録申込書、第 12 条第 1 項の販売確認申出書及び第 13 条第 1 項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 第 23 条の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (3) 故意又は重大な過失により第 5 条に規定する個体識別の措置を妨げたとき。
- (4) 業務規程第 12 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) その他故意又は重大な過失により本契約に違反したとき。

(本約款の変更)

第 21 条 協会は、次の各号に掲げる場合には、個別に契約生産者と合意することなく本約款を変更できるものとする。

- (1) 本約款の変更が、契約生産者の一般の利益に適合するとき。

(2) 本約款の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

- 2 協会は、前項の規定による本約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期をウェブサイト又は文書により周知する。
- 3 第1項第2号の規定による本約款の変更は、契約生産者に対し前項の効力発生時期が到来するまでに協会が同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

(契約の期間)

第22条 業務規程第14条第2項に基づく申込みを協会が承諾した日を契約締結日とし、本契約の有効期間は令和 年 月 日（業務規程第3条に規定する業務対象年間の途中で契約の申込みがあった場合には、その契約締結日）から令和 年 月 日（業務規程第3条第3項の規定に基づき、協会が業務対象年間の短縮したときは、当該短縮した業務対象年間の終了する日）までとする。

注：有効期間は、業務対象年間の始期及び終期を記載すること。

(その他)

第23条 本約款に定めるもののほか、協会は、必要があると認めるときには、契約生産者に対し、前条の期間満了後も肉用子牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。また、必要な通知に関しては生産者補給金交付契約申込書に記載した契約生産者の住所に対して行うものとする。

- 2 本約款に定めなき事項については、業務規程に定めるものとする。

(管轄裁判所の合意)

第24条 本契約に関して、協会と契約生産者との間の協議が整わず、訴訟の必要が生じたときは、協会の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本約款は、令和 年 月 日から施行する。